

移住・定住・子育て支援

詳しくは市ホームページをご覧ください



子どもの医療費助成制度



子育て家庭の経済的負担を少なくするため、子どもの医療費に対する負担分を助成します。

【対象】

市内に住民登録がある18歳以下の子を扶養されている方(18歳以下の子とは、4月1日から3年3月31日までに18歳に達する方を含みます)

【条件】

申請者(扶養者)と同一世帯のすべての方が、市に納入すべき税や使用料などを滞納していないこと

【助成内容】

▼対象費用：保険給付分の医療費(入通院、歯科、薬局分。ただし乳幼児医療給付事業などで助成される医療費や保険者から補てんされる医療費は差し引く)の自己負担額

▼助成額：2年4月以降に受診された分の領収書で、発行日から1年以内のものを合算し、1,000円未満の端数を切り捨てた金額。なお、兄弟など世帯で合算しても構いません。

【申請方法】

子の保険証、申請者本人を認める書類、病院などの領収書と印鑑をお持ちになり窓口で申請してください。

【助成方法】

内容を審査した後、みかさ共通商品券の引換券を交付します。

【問合せ先】市民生活課保険医療係
☎②3188

U-1ターン新規就業支援制度



東京圏からのU-1ターンにより三笠市に移住して就業された対象要件を満たす方に、移住支援金を交付します。

【対象】

次の①②ともに該当する方の①次のいずれかに該当する方
▼直前10年間のうち、通算5年以上東京23区に在住されていた方
▼直前10年間のうち、通算5年以上、東京圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)の条件不利地域を除く地域)に在住し、かつ、東京23区に通勤されていた方

②北海道が開設するマッチングサイトに移住支援金の対象として掲載する求人に新規就業された方や、起業支援事業による起業支援金の交付決定を受けた方
※このほかにも要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

【助成内容】

支援対象者に対し、移住するために必要となる経費として次の金額を支給します。

▼単身での移住：60万円

▼世帯での移住：100万円

【申請方法】

転入後1年以内に申請が必要となります。詳しくはお問い合わせください。

【提出・問合せ先】政策推進課定住対策係 ☎②3182

遠距離通勤助成制度



通勤しやすい環境を創出するよう遠距離通勤されている方を対象に通勤費用の一部を助成しています。

【対象】

遠距離通勤をされていること(三笠市、岩見沢市、美瑛市、月形町、新篠津村、奈井江町、栗山町、浦臼町、南幌町、砂川市以外に通勤していること)

【助成内容】

▼交付金額：月額1万円を上限として、みかさ共通商品券で交付します。

▼交付時期：翌年度の5月に一括して交付します。

【申請期限】4月30日(木)(この日以降に転入または就職・転職された方は随時)

【提出・問合せ先】政策推進課定住対策係 ☎②3182

新婚世帯の新生活支援制度



新婚世帯の新生活の応援として、新居の住宅借賃費用や引越費用を助成しています。

【対象】

4月1日から3年3月31日までの間に婚姻し、夫婦ともに婚姻日の年齢が34歳以下で世帯の所得が340万円未満であることなど

【助成内容】

▼対象費用：新居の住宅借賃費用(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料)、引越費用

▼交付金額：一世帯30万円を上限

【提出・問合せ先】政策推進課定住対策係 ☎②3182

シングルマザーの資格取得サポート制度



高等職業訓練促進給付金を活用して就学されている母子世帯の方に通学費などを助成しています。

【対象】

次の①②ともに該当する方
①高等職業訓練促進給付金の受給対象者で母子世帯の方
②市内在住(転入者を含む)など

※高等職業訓練促進給付金とは、ひとり親家庭の母または父が、看護師、保育士または介護福祉士などの資格取得のため、1年以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の負担軽減のために支給される給付金です。



【助成内容】

- ▼就学準備金助成：5万円
- ▼通学費助成：実費相当額
- ▼引越費用助成(転入者に限る)：上限5万円
- ▼家賃助成(市営住宅に入居された場合に限る)：実費相当額
- ▼【提出・問合先】福祉事務所子ども子育て支援係 ☎②3995

住宅建設等費用助成制度



住宅の新築や中古住宅の購入に対して費用の一部を助成しています。

【対象】

- ▼新築住宅は床面積70㎡以上、中古住宅は床面積50㎡以上であること
- ▼中古住宅は、購入費用が100万円以上、3親等以外の者からの購入であること

0万円以上、3親等以外の者からの購入であること

▼入居者全員が、住宅所在地に住所があり、市税などを滞納されていない方 など

【助成内容】

▼助成金額

- ①新築住宅(転入者、市内業者)：150万円
- ②新築住宅(転入者、市外業者)：100万円
- ③新築住宅(市民、市内業者)：100万円
- ④新築住宅(市民、市外業者)：70万円
- ⑤中古住宅：購入金額の10%以内

▼交付方法：市内に父母、祖母などの3世代が入居される場合は、基本助成額の20%を加算します。また、基本助成金額のうち半額(上限15万円)をみかさ共通商品券で交付し、残りの金額を現金で交付します。なお、3世代が入居される場合の加算分についてはすべてみかさ共通商品券で交付します。

【申請期限】

住宅の登記などが完了してから6カ月以内

- ▼【申込・問合先】建設課住宅係 ☎②3998

住宅のリフォーム費用助成制度



住宅のリフォームに対する工事費の一部を助成しています。

【対象】

- ▼市内に本社や営業所のある法人、市内で営業する個人の施工業者が行う工事
- ▼市内の自己所有で居住中の住宅(解体工事は、居住されていない可)
- ▼入居者全員が、住宅所在地に住所があり、市税などを滞納されていない方 など

【助成内容】

▼助成金額

- ①住宅の増築や改修工事、外構工事：工事費の10%以内(上限30万円)
- ②住宅の耐震改修工事：工事費の25%以内(上限50万円)
- ③ブロック塀の耐震診断、除却、建替、改修：工事費の3分の2以内(上限50万円)
- ④住宅の耐震診断：対象経費の3分の2以内(上限4万円)
- ⑤住宅の解体工事：工事費の20%以内(上限20万円)
- ⑥太陽光発電システムの設置工事：工事費の10%以内(上限20万円)

▼助成方法など：助成金額のうち、半額(上限15万円)をみかさ共通商品券で交付し、残りの金額を現金で交付します。助成を希望される方は市内施工業者を通じて着工前に申請してください。受け付けは先着順で、予算額に達した時点で終了となります。

なお、2年4月から、過去にリフォーム助成を受けた世帯も利用可能となりました。

【申込・問合先】三笠建設協会 ☎②151(祝日を除く毎週木曜日/午前9時~午後4時) / 建設課住宅係 ☎②3998



アパートなどの家賃助成制度



転入者などの賃貸住宅に必要な家賃に対して助成して

ます。なお申請期限は助成対象月の末日から6カ月以内です。

【対象】

- ▼転入された方で、40歳未満の若者世帯または単身世帯
- ▼市内にお住まいの方で、婚姻された際に賃貸住宅に入居されている、いずれかが40歳未満の若者世帯
- ▼入居者全員が、住宅所在地に住所があり、市税などを滞納されていない方 など

【助成内容】

▼助成金額

- ①家賃から、勤務先で支給される住宅手当を控除した額の50%以内
- ②助成は3カ月ごとで扱い、1回の限度額は若者世帯9万円、単身世帯は6万円
- ③世帯の構成により助成回数が変わります。

※2年3月31日に既に助成を受けていて、2年3月に制度を改正したことにより助成額が減額となる世帯に対しては、経過措置として3年3月31日までは改正前の制度により助成します。

▼交付方法：助成金額のすべてをみかさ共通商品券で交付します。

- ▼【申込・問合先】建設課住宅係 ☎②3998